

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>・市町村は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。</p> <p>・地方税その他の地方税に関する法律及び新篠津村税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。地方税分野の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人住民税の賦課・徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③固定資産税の賦課・徴収 ④評価証明書、公課証明書の発行軽自動車台帳の管理 ⑤軽自動車税の賦課・徴収 ⑥納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	総合行政情報システム(個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム)、申告支援システム、審査システム(eLTAX)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 【別表第二における情報照会の根拠】 第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	新篠津村総務課
②所属長	総務課長 古谷 直樹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新篠津村総務課 〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地 0126-57-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新篠津村総務課 〒068-1192 北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地 0126-57-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる